

私立専修学校・各種学校教育振興補助金交付要綱

(趣旨)

第1 県は、私立の専修学校及び各種学校（以下「私立専修学校・各種学校」という。）の教育条件の維持及び向上並びに私立専修学校・各種学校に在学する生徒に係る修学上の経済的負担の軽減を図るとともに私立専修学校・各種学校の経営の健全性を高め、もって私立専修学校・各種学校の健全な発達に資するため、私立の専修学校・各種学校における教育に係る経常的経費について、高等課程を設置する私立の専修学校又は外国人の子女の教育を目的とする私立の各種学校を設置する学校法人に対し、予算の範囲内において私立専修学校・各種学校教育振興補助金（以下「専各振興補助金」という。）を交付するものとし、その交付等に関しては、補助金等交付規則（昭和51年宮城県規則第36号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

- 第2 この要綱において「専修学校」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第124条に規定する専修学校で、当該年度の4月1日において現に存するものをいう。
- 2 この要綱において「各種学校」とは、学校教育法第134条に規定する各種学校で、当該年度の4月1日において現に存するものをいう。
- 3 この要綱において「学校法人」とは、私立学校法（昭和24年法律第270号）第3条に規定する学校法人又は同法第64条第4項に規定する法人で、当該年度の4月1日において現に存するものをいう。

(補助事業者の責務)

第3 専各振興補助金の交付を受けた者は、この要綱の趣旨を十分に認識し、教育条件の維持向上に努めるとともに、学校経営に当たっては常に長期的な配慮を行い、合理的な運営によって保護者負担の軽減に努めなければならない。

(補助対象経費)

- 第4 専各振興補助金の補助対象経費は、次のとおりとする。
- (1) 人件費（教員人件費及び職員人件費のうち本俸に限る。）
 - (2) 教育研究経費
 - (3) 設備費（教育研究用機器備品及び図書に限る。）

(専各振興補助金の額)

第5 専各振興補助金の額は、学校の生徒数等により知事が別に定める額に当該年度の5月1日現在の生徒数（以下「生徒数」という。）を乗じて得た額と1学校につき別に定める額（一定の生徒数が在籍しない学校を除く。）の合計額以内とする。

(専各振興補助金の減額等)

- 第6 知事は、私立専修学校・各種学校を設置する者が次の各号のいずれかに該当するときは、第5の規定により算出した補助金額の全部又は一部を減額することがある。
- (1) 役員、教職員及び生徒等間において、訴訟その他の紛争があり、適正な学校運営が期しがたいとき。
 - (2) 銀行取引停止処分を受けるなど、財政事情が極度にひっ迫しているとき。
 - (3) 法令の規定若しくは法令の規定に基づく所轄庁の処分又は寄附行為に違反したとき。
 - (4) 国、県及び他の地方公共団体又は日本私立学校振興・共済事業団からの補助金又は貸付金に係る条件等に違反し、その返還を請求されたとき。
 - (5) 公租公課、日本私立学校振興・共済事業団若しくは県のあっせんに係る金融機関の借入金返済又は宮城県専修学校各種学校連合会退職手当資金給付事業若しくは日本私立学校振興・共済事業団の

納付金を相当期間滞納しているとき。

(6) 県からの専各振興補助金に係る報告又は届出について、その期限を著しく遅延したとき。

(7) 専各振興補助金の申請書等に不実の記載をしたとき。

(8) 前各号に掲げるもののほか、専各振興補助金の交付目的若しくは交付決定内容又はこれに付した条件に違反したとき。

(交付の申請)

第7 規則第3条第1項の規定による補助金交付申請書(以下「申請書」という。)の様式は、別記様式第1号によるものとし、その提出部数は1部、その提出期限は知事が別に定める日とする。

第8 規則第3条第2項の規定により申請書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

(1) 理由書(保護者の負担の軽減策を含め、具体的に記載すること。)

(2) 事業計画書

(3) 収支予算書(学校法人会計基準(昭和46年文部省令第18号)による資金収支予算書を原則とする。)

(4) その他知事が定める書類

(交付の条件)

第9 事業計画の内容の変更又は、人件費、教育研究経費及び設備費の配分の変更をしようとするときは、変更後の内容について、別記様式第2号により知事の承認を受けなければならない。

(実績報告)

第10 規則第12条第1項の規定による補助事業実績報告書(以下「報告書」という。)の様式は、別記様式第3号によるものとし、その提出部数は1部とする。

第11 規則第12条第1項の規定により報告書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

(1) 実績内訳表

(2) 支出計算書

(3) 1個又は1組の取得価格が10万円以上の設備については、契約書及び領収書の写し

(4) その他知事が定める書類

(専各振興補助金の交付方法)

第12 専各振興補助金は、規則第13条に規定する補助金の額の確定後に交付するものとする。ただし、知事が補助事業遂行上必要があると認めるときは、規則第15条ただし書の規定により概算払により交付することがある。

2 概算払で専各振興補助金の交付を受けようとする者は、別記様式第4号による補助金概算払請求書を知事に提出しなければならない。

(決定の取消等)

第13 知事は、規則第16条第1項の規定により、専各振興補助金の交付の決定を受けた者が第6の各号のいずれかに該当するときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことがある。

2 前項の規定は、補助事業について交付すべき専各振興補助金の額の確定があった後においても適用することがある。

(専各振興補助金の返還)

第14 知事は、専各振興補助金の交付を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に専各振興補助金が交付されているときは、規則第17条第1項の規定により、期限を定めて、

その返還を命ずるものとする。

- 2 知事は、専各振興補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える専各振興補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(処分の制限を受ける財産)

第15 規則第21条第2号の規定により処分の制限を受ける財産は、1個又は1組の取得価格が50万円以上のものとする。

(処分の制限を受ける期間)

第16 規則第21条ただし書の規定により処分の制限を受ける期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間とする。

附 則

- 1 この要綱は、昭和57年11月6日から施行し、昭和57年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。
- 3 4月2日以後に学校教育法（昭和22年法律第26号）第134条第2項において準用する同法第4条第1項により認可を受けた我が国に居住する外国人を専ら対象とする各種学校については、第2条第2項の規定にかかわらず、当分の間、当該年度における専各振興補助金を交付するものとする。ただし、補助金の額は、第5条第1項に基づく1学校につき別に定める額以内とする。

附 則

この要綱は、平成5年11月1日から施行し、この要綱による改正後の私立専修学校・各種学校教育振興補助金交付要綱の規定は、平成5年度予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成9年10月20日から施行し、この要綱による改正後の私立専修学校・各種学校教育振興補助金交付要綱の規定は、平成9年度予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成14年11月1日から施行し、この要綱による改正後の私立専修学校・各種学校教育振興補助金交付要綱の規定は、平成14年度予算に係る補助金から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成15年7月1日から施行し、平成15年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成19年12月10日から施行し、平成19年度予算に係る専各振興補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、専各振興補助金に係る予算が成立した場合に、当該専各振興補助金にも適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成21年1月21日から施行し、平成20年度予算に係る専各振興補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、専各振興補助金に係る予算が成立した場合に、当該専各振興補助金にも適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年4月2日から施行し、平成30年度予算に係る専各振興補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、専各振興補助金に係る予算が成立した場合に、当該専各振興補助金にも適用する。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年2月3日から施行し、令和4年度予算に係る専各振興補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、専各振興補助金に係る予算が成立した場合に、当該専各振興補助金にも適用する。